

# 建設国保 函館News



平成29年3月号

発行所  
建設連合・函館地方建設組合  
〒040-0032  
函館市新川町 21 番 5 号  
TEL0138-26-3861 FAX0138-23-5411

## この号の内容

- 1 保険料の変更
- 2 傷病手当の変更
- 3 『集団健診日』日程
- 4 一人親方労災
- 5 就職・修学の手続き
- 6 退職金制度のご案内

## 平成29年度保険料の変更

平成 29 年 2 月 18 日（土）16 時より東京品川プリンスホテルに於いて、建設連合国民健康保険組合第 103 回組合会が開催され平成 29 年度の事業計画が審議されました。  
介護保険料が一人あたり月額 200 円の引き上げになります。  
平成 29 年度の保険料は以下のとおりです。  
今後とも、建設連合国民健康保険組合の運営にご理解とご協力をお願い申し上げます。 ※引落の方は 3/10 に引き落とされる分から変更になります。

### ・医療給付費分等保険料(医療保険料+後期高齢者支援金保険料)

組合員 保険料	19 歳以下 1 人月額	9,500 円(据え置き)
	20 歳以上 24 歳まで 1 人月額	12,500 円(据え置き)
	25 歳以上 29 歳まで 1 人月額	14,500 円(据え置き)
	30 歳以上 39 歳まで 1 人月額	16,000 円(据え置き)
	40 歳以上 49 歳まで 1 人月額	17,000 円(据え置き)
	50 歳以上 1 人月額	18,000 円(据え置き)
家族 (※7名以上は免除)	1 人月額	5,400 円(据え置き) (1 歳未満は無料)

### ・介護保険料

40 歳以上 64 歳まで	1 人月額 2,600 円(前年度 2,400 円)
---------------	----------------------------

注) 上記保険料には組合費 2,000 円は含まれておりません。

※介護保険料が 200 円増の改正となっておりますが、その理由は、国で示された介護納付金の額から補助金分を差し引いた後の金額に必要な保険料を算出したところ、不足額が生じたためです。



## 傷病手当金変更

傷病手当金とは、組合員様が病気やけがで保険証を使用して療養のため 3 日以上入院をして仕事を休み、賃金が支給されなかったときに支給されます。  
平成 29 年度より、支給額と支給日数が変更になりますのでお知らせいたします。

支給額 (入院 1 日につき)		支給日数			
現行	➡	改正後	現行	➡	改正後
2,500 円		5,000 円	通算 90 日		通算 40 日

※傷病手当金には支給条件があります。詳しくは窓口までお問合せ下さい。



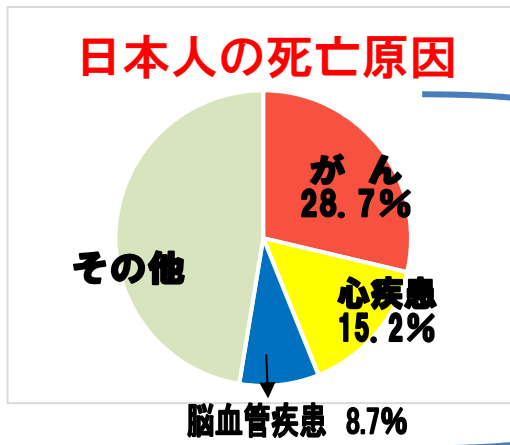
# 『集団健診日』決定について

平成29年度は4月9日(日)、6月18日(日)、8月27日(日)、10月22日(日)の年4回を予定しています。40歳～74歳までの組合員様と当組合の保険証をお持ちのご家族の方は年に1度、**無料**で特定健診を受診できます。(16歳～39歳の方も人間ドック補助金を利用し無料です。)

## 特定健診とは？

生活習慣病の引き金となるメタボリックシンドロームに着目した健診です。厚生労働省で受診が義務化されています

平成27年度人口動態システムより



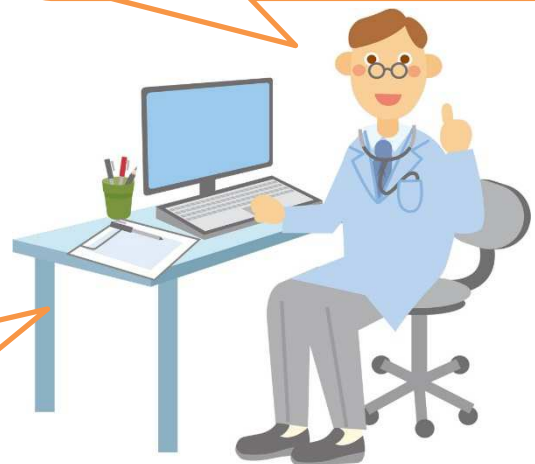
生活習慣病

## メタボリックシンドロームとは？

内臓脂肪型肥満に、高血糖、高血圧、脂質異常といった他のリスクが重なった状態です。

### 知っていますか？

日本人の死因の半数以上を生活習慣病が占めています!!



病気を防ぐためには健診は欠かせません。生活習慣の改善で、予防できる病気があります。

	建設国保函館支部 特定健診受診率	全国平均 特定健診受診率	厚生労働省 目標受診率
平成26年度	34.5%	48.6%	70.0%
平成27年度	36.3%		
平成28年度	37.6%		

厚生労働省の目標受診率までは全然足りません。特定健診の未受診者が多い状態が続くと、国からペナルティが課せられ、将来の保険料が高くなる可能性があります。

※支部主催の集団健診にいずれの日も参加できない場合は、受診券方式もご利用できます。詳しくはお問い合わせください。

4月9日(日)の健康診断の申し込み締め切りは**3月13日(月)**です。ご希望の方は、お手元に届いている申込書にご記入のうえ期日までにFAXまたは郵送でお申し込みください。



健康だと思う人こそ年に一度の健診を!!

健診で自分健康状態を確認し健康の維持・増進、病気の早期発見をしましょう。家族を守るのも、未来の笑顔も今の健康から。

# 一人親方労災更新のお知らせ

労災保険に特別加入されている一人親方の皆様には、年度更新の手続きをしていただく時期になりましたのでお知らせいたします。

お手元に届いている、労災保険【一人親方特別加入】年度更新確認通知に必要事項をご記入のうえ、

**平成 29 年 3 月 10 日までに郵送または FAX で必ず返信してください。**

※労災保険料と事務手数料は 4 月 20 日までに納入していただきます。

納入通知書・請求書は後日郵送いたします。

注意 ※期日までに支払われないときは、職権にて資格を喪失させていただく場合もあります。

遡っての資格喪失はできない為、その月までの労働保険料・事務手数料は発生いたします。

平成 28 年度年間保険料(参考資料)

給付基礎日額(円)	年間保険料(円)	給付基礎日額(円)	年間保険料(円)
5,000	→ 34,675	12,000	→ 83,220
6,000	→ 41,610	14,000	→ 97,090
7,000	→ 48,545	16,000	→ 110,960
8,000	→ 55,480	18,000	→ 124,830
9,000	→ 62,415	20,000	→ 138,700
10,000	→ 69,350	※他、給付日額は最高 25,000 円まであります。	

※年間保険料は労災の保険料率が変わるとそれに準じて変更になります。ご了承ください。

## 組合員様の一人親方労災の事務手数料が変更になりました!!

組合員 19,440円 → 12,960円 (1ヶ月 1,620円から 1,080円に変更。)

## 非組合員様の事務手数料

非組合員 25,920円 (1ヶ月 2,160円×12)

## 一人親方労災保険とは？

万が一に備えて、  
労災保険  
に加入を!!



労災保険（労働者災害補償保険）とは、業務上または通勤によって負傷等を負った労働者に対して補償を行う保険のことです。原則として仕事中のケガには保険証は使えないので治療費は全額自己負担になる可能性があります。また労災保険に加入していないと仕事を請け負えないこともあります。

一人親方労災に加入している場合は給付基礎日額に応じて、各種保証を国から受けることができます。

### 保険給付内容

- 治療費は原則、全額補償されます。
- 休業した場合は、4日目から休業(補償)給付が行われます。  
(全部労働不能時に給付基礎日額の80%を支給)
- 傷害補償(障害の程度により、年金または一時金)
- 遺族補償(加入者が死亡した場合、遺族に年金を支給)
- その他、葬祭料、介護(補償)給付、傷病(補償)年金があります。





# 就職・修学時に必要な手続き

Q.子どもが就職してその会社の健康保険に入りました。どうすればいいですか？

A.お子様は建設連合国保の資格を喪失することになりますので、届出をしてください。なお手続きは14日以内に行ってください。

**必要なもの** ・新しい保険証コピー ・該当者、組合員のマイナンバー  
・当組合の保険証本体（回収します） ・印鑑（認め印）



Q.修学のため、子どもの住所が別になるのですが、子どもは建設連合国保をやめなければいけませんか？

A.国民健康保険法第116条（修学中の被保険者の特例）に該当しますので、やめる必要はありません。

**必要なもの** ・在学証明書 ・該当者、組合員のマイナンバー  
・印鑑（認め印） ・お子様の住所（申請書に書く欄があります）

※その他、引越し・結婚・出産等、保険証に記載されている内容に変更があった場合は届出が必要です。早めに窓口までご連絡下さい。



# 退職金制度のご案内



一人親方や中小企業で働く従業員の方の『退職金制度』の申し込みを窓口で取扱っております。国が作った制度なので安心です。



制度名	退職金の対象者	制度の特徴・メリット
建退共	一人親方 個人事業所の 従業員	<ul style="list-style-type: none"> <li>●掛金は一人親方から従業員に変わった場合も通算されます。</li> <li>●国が掛金の一部を補助します。</li> <li>●掛金となる証紙は現場で張付けを受けたり、建設連合を通じてかけたりすることも可能です。</li> </ul>
中退共	従業員	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業主が従業員の退職金として掛けることができます。</li> <li>●毎月の掛金を事業主が納付し中退共が管理します。退職者には中退共から直接支払われるため管理が簡単です。</li> <li>●事業主に対し、掛け金の一部を国が助成します。</li> </ul>

小規模企業共済の退職金制度もあります。詳しくはお問合せ下さい。



## 国保保険料（組合費含）は毎月10日が納期です

保険料（組合費含）は毎月10日までに納入することになっています。（例：4月分は3/10まで）  
納入が確認できないときは、保険給付や保険事業による補助を受けられない場合があります。